

第47回（平成27年度）

社会保険労務士試験

TAC社会保険労務士講座

解答解説会

065-8900-1059-14

※この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。
※この解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、
試験機関による解答について保証するものではありません。

第47回 本 試 験 分 析

◎特徴

1. 択一式…ここ数年では比較的難易度の高い出題が多く、高得点が狙える科目が少なかった印象を受ける。また、組み合わせ問題や個数問題、事例問題等の出題が本年も見られ、ここ数年続くこうした出題の傾向もすっかり定着した感がある。一方で、雇用保険で条文どおりの肢が減り、解きにくい問題が増えたことや、社一で統計からの出題が見られる等、新たな出題パターンも加わり、多くの受験生が苦しんだものと推察される。
2. 選択式…昨年に比べると全体的に難易度の高い問題が多く、ここ数年の出題の中では比較的得点しづらい内容であった。昨年に続き、労基法で判例からの出題があったが、注意して選択肢を確認すれば、十分に得点可能な内容であった。その一方で、労災や労一はやや細かい内容を問う問題であり、苦戦した受験生もいたものと思われる。

◎合格ラインの予想

1. 択一式… 総得点 43～44 点以上 各科目 4 点以上
2. 選択式… 総得点 26 点以上 各科目 3 点以上

合格ライン予想は、本試験終了時点での予想であり「本試験解答分析サービス」の結果を加味する前のものとなっています。最終予想は9月11日(金)より本試験解答分析サービス <http://www.tac-school.co.jp/sokuhou/sharosi/> にてご案内いたします。

◎目標点

※目標点は難易度を基準に設定したものであり科目ごとの合否ラインとは関係がありません。

【択一式】

科目	労基・安衛	労災・徴収	雇用・徴収	労一・社一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	7	5+2	4+1	3+2	6	8	8	46

【選択式】

科目	労基・安衛	労 災	雇 用	労 一	社 一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	4	3	4	3	5	5	4	4	32

◎択一式問題 科目別コメント

- 労基・安衛**…労基法は、前半は基本的な問題であったが、後半は正解肢に悩む問題が多かった。安衛法は、基本事項で正解肢を判断できるものが多かった。
- 労災・徴収**…労災法に関しては、問題により難易度の差が大きい。問2、6、7は、落とせない基本問題。問1、3、4、5は、基本的な理解と知識を前提に「考える」ことができるかどうかにかかっている。業務災害、通勤災害に係る事例問題は4年連続の出題。徴収法に関しては、問9、10は応用問題であったが、正解を導くことは可能と思われる。問8については、一見すると紛らわしい肢もあったが、正解肢は明らかであった。
- 雇用・徴収**…雇用法に関しては、問1、3、7は基本レベルであるので確実に得点したい。例年のような条文どおりの肢が少なくなったことで解きづらい印象がある。問

5、6は改正点が解答の論点になっていると思われるが、疑義が残る肢もある。徴収法に関しては、過去問にみられない傾向の問題や初めて出題される内容の問題が複数あり、例年に比べて得点することが難しい内容であったと思われる。

- 常識 … 労一に関しては、問1の労働契約法は毎年出題されている法律であり、問2は正解肢が基本事項なのできちんと得点したい。問3はAが誤りであることは判断しやすいので、A、Bの二択に絞ることができる。社一に関しては、白書や社会保障関連の統計からの出題がみられ、全体的に難易度が高い。法令からの出題も施行令の細かい箇所からの出題があり、高得点は難しい内容である。
- 健保 … 応用問題や細部の知識を問う問題が多く、全体的に難易度が高かった。問10は、問われている内容は基本事項であるが、初めての出題形式のため正解を導くことが難しいと思われ、その基本事項と結びつけることができるか否かがポイントとなる。
- 厚年 … 難問はなく、テキストの内容をきちんと理解し、過去問・答練等の演習をこなしていれば、全問正解することも十分可能であったと思われる。択一式における得点源にしていだきたいところである。
- 国年 … 問8、9については、解答に時間を要することも考えられるが、全体的には基礎的知識を問う問題が多かった。平成25年問8のような細かい設定の難易度の高い事例問題は鳴りを潜めてきている。その一方で、与えられた年金履歴から正しい計算式を選択する新傾向の問題が今回出題されている。

◎選択式問題 科目別コメント

- 労基・安衛 … 昨年に続き、最新判例からの出題があった。空欄A、C、Dの正解肢は、テキストの基本事項（用語の定義等）として記載されているので、注意して選択肢を確認すれば得点できる問題であった。B、Eについては、前後の文章からの推測も可能であると思われる。
- 労災 … A、B、Cは近年出題が目立っている特定作業従事者から、D、Eは第三者行為災害に関する判例からの出題であった。受講生にとってはとっつきにくい内容であったかもしれないが、落ち着いて丁寧に文章を読めば、それほど難問ではない。D、Eについても、判例からの出題とはいえ、前後の文脈から正解は可能である。
- 雇用 … Dを除いては基本事項であり、確実に4点は確保したい。また、Dについても日雇労働求職者給付金（普通給付）の支給日数について条文の知識があれば解答可能な問題であった。なお、Bは改正点からの出題であった。
- 労一 … Eは確実に得点したい。Bはパート・アルバイトが増加している一方、自営業主、家族従業者が減少傾向にあることを踏まえれば、正解肢を選択することができる。Cは男性よりも年齢が低いであろうことと、M字カーブの右側のピークが45～49歳であることから、何とか正解肢を導きたい。
- 社一 … 設問1から3は、社会保険労務士法、児童手当法、介護保険法の目的条文からの出題であり、確実に得点しておきたい。設問4はやや細かい内容を問うものであるが、しっかり学習した受験生であれば、得点は可能であろう。
- 健保 … 全体的には基本事項からの出題である。Bは⑩と迷う可能性があるが、妻が70歳未満（67歳）であることを見落とさなければ⑪を選ぶことができる。なお、設問2は改正事項に関する問題であるが、延滞金の本則のみでなく附則の経過措置まで言及している点が特徴といえよう。
- 厚年 … Eについては、最終的な判断に迷った方もいたかもしれないが、その他の空欄についてはいずれも基本知識で解答できたと思われる。択一式対策をしっかり行っていれば5点確保することも十分可能である。
- 国年 … 昨年と今年の法改正からの出題が中心となっており、比較的取り組み易かったのではないだろうか。時効消滅不整合期間に関する問題は択一式問題で平成26年に出現されていたこともあり、過去問の演習を通じて対応が可能であったと思われる。

択一式解答

平成27年8月24日 14:00現在

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
労働基準法 労働安全衛生法	B	D	C	D	A	B	B	C	A	D
労災保険法 (徴収法含む)	B	A	E	E	C	D	A	E	E	D
雇用保険法 (徴収法含む)	E	D	C	C	B※	C※	A	B	C	E
労働及び社会保険 に関する一般常識	A	C	B	A	E	B	D	C	A	B
健康保険法	D	C	A	B	D	E	A	E	B	A
厚生年金保険法	D	B	C	A	C	A	C	E	D	E
国民年金法	E	D	B	E	B	C	C	A	D	E

※雇用保険法〔問5、問6〕

問5 Bについては「やむを得ない理由がある場合を除いて」、問6 エについては「やむを得ない理由がなければ」とする部分に対応する規定がそれぞれ改正により削除されているため、問5はBを正解肢とする。また、問6はC（ウとエ）かD（エとオ）に絞られ、オが正しい内容であるため、C（ウとエ）が正解肢となる可能性がある。問6 ウの場合は、「当該支給単位期間における介護休業給付金の額」がそのまま支給されるので誤りの肢と考えられるが、具体的に考えれば「当該合算額から当該賃金の額を減じて得た額」が介護休業給付金の額となるということもできるので、疑義が残る。なお、問6 イについて、設問は「みなし被保険者期間」に関する問題であるが、「期間雇用者（期間を定めて雇用される者）」の場合の雇用実績の要件として、「派遣労働者に係る労働者派遣の役務を受ける者（以下「派遣先」という。）が、当該派遣労働者を雇い入れた場合については、当該派遣労働者であった者について派遣先に派遣されていた期間も同一の事業主の下における雇用実績としてみなして取り扱って差し支えない」と行政手引に記載があり、これを根拠に誤りの肢として出題している可能性もある。この場合、問6はA（アとイ）かB（イとウ）に絞られ、アが正しい内容であるため正解肢がB（イとウ）となる可能性もあるが、前述のように問5 Bを誤りの肢とする以上、問6 エも同様に誤りの肢として考えられるため、正解肢はC（ウとエ）とする。

選 択 式 解 答

平成27年8月23日17:20現在

〔問1〕 労働基準法・労働安全衛生法

(労基法64条の3、1項、最二小平成26. 1. 24阪急
トラベルサポート事件、最二小昭和62. 7. 10
弘前電報電話局事件、安衛法2条3号、安衛法
施行令20条11号、昭和47. 9. 18発基91号)

- A (20) 労働時間を算定し難いとき
- B (12) 代替勤務者
- C (17) 妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性
- D (15) 当該法人
- E (7) 最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

〔問2〕 労働者災害補償保険法

(法35条1項5号、則46条の18、3号、5号、平成
23. 3. 25基発0325第6号、最三小平成元. 4. 11
高田建設従業員事件)

- A (6) 介護
- B (19) 補助者
- C (7) 家内労働者等の団体
- D (11) 相互補完
- E (15) 二重填補

〔問3〕 雇用保険法

(法37条の3、1項、法10条の3、1項、法50条1項、
法附則11条の2、3項)

- A (15) 6 箇月
- B (3) 100分の50
- C (18) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの
- D (10) 28
- E (8) 13

〔問4〕 労働に関する一般常識

(第9回中高年者縦断調査、平成25年雇用動向調査、平成24年度仕事と介護の両立に関する企業アンケート、平成24年就業構造基本調査)

- A (4) パネル
- B (4) ほぼ横ばいで推移している
- C (1) 45～49
- D (4) 直属の上司による面談等
- E (2) 30～34歳から35～39歳に移行した

〔問5〕 社会保険に関する一般常識

(社労士法1条、児童手当法1条、介保法1条、
高齢者医療確保法2条1項)

- A (11) 事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること
- B (15) 次代の社会を担う児童の健全な成長に資すること
- C (1) 機能訓練
- D (6) 国民の共同連帯の理念
- E (13) 自助と連帯の精神

〔問6〕 健康保険法

(法74条1項2号、3号、令34条1項、2項1号、法
181条1項、法附則9条、平成26. 12. 12財務省
告示386号)

- A (11) 70歳に達する日の属する月の翌月
- B (19) 被保険者のみの収入により算定し、その額が383万円未満
- C (15) 納期限の翌日から3か月を経過する日
- D (3) 2. 8
- E (8) 9. 1

〔問7〕 厚生年金保険法

(法附則8条の2、1項、3項、法附則9条の2、1項、
2項、5項、法附則9条の3、1項、法附則9条の
4、1項、(6)法附則15条3項)

- A (3) 44年
- B (2) 15年
- C (1) (1)及び(2)
- D (1) (1)のみ
- E (1) 1, 628円

〔問8〕 国民年金法

(法109条の9、3項、法附則9条の4の4、令11条
の12の2、則36条の5、厚生労働省組織令153
条の2、1項、2項、平成21. 12. 28厚労告520号)

- A (13) 地方厚生局長又は地方厚生支局長
- B (14) 地方年金記録訂正審議会
- C (5) 7月31日
- D (1) 1か月以内
- E (15) 特定保険料納付期限日である平成30年3月31日

難 易 度 一 覧 表

【択一式】

科目名	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問10	◎	△	●	
労働基準法 労働安全衛生法	◎	△	△	△	△	△	△	◎	◎	◎	4	6	0	
労災保険法 (徴収法含む)	△	◎	△	△	△	◎	◎	△	◎	◎	5	5	0	
雇用保険法 (徴収法含む)	◎	△	◎	△	●	●	◎	●	◎	△	4	3	3	
労働及び社会保険 に関する一般常識	◎	◎	△	●	●	●	◎	◎	●	●	4	1	5	
健康保険法	◎	◎	●	●	△	△	◎	△	◎	△	4	4	2	
厚生年金保険法	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	7	3	0	
国民年金法	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△	7	3	0	
(◎ : 得点したい △ : やや難・応用問題 ● : 難問)											個数	35	25	10
											%	50	36	14

【選択式】

科目名	A	B	C	D	E	◎	△	●
労働基準法 労働安全衛生法	◎	△	◎	◎	△	3	2	0
労災保険法	△	△	◎	△	◎	2	3	0
雇用保険法	◎	◎	◎	△	◎	4	1	0
労働一般常識	●	△	△	●	◎	1	2	2
社会一般常識	◎	◎	◎	◎	△	4	1	0
健康保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
厚生年金保険法	◎	◎	◎	◎	△	4	1	0
国民年金法	◎	△	◎	△	◎	3	2	0
(◎ : 得点したい △ : やや難・応用問題 ● : 難問)						26	12	2

選択式 ズバリの中

本試験問題

T A C教材

(上段：問題、下段：答え)

【 労働基準法 】

…（略）…以上のような業務の性質、内容やその遂行の態様、状況等、本件会社と添乗員との間の業務に関する指示及び報告の方法、内容やその実施の態様、状況等に鑑みると、本件添乗業務については、これに従事する添乗員の勤務の状況を具体的に把握することが困難であったとは認め難く、労働基準法 38 条の 2 第 1 項にいう「[A]」に当たるとはいえないと解するのが相当である。

A：労働時間を算定し難いとき

教材・箇所等

暗記カード① 労基-23

1. 事業場外労働に関するみなし労働時間制
労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、[C] ときは、

C：労働時間を算定し難い

【 雇用保険法 】

…（略）…離職の日以前 1 年間…（略）…に、第14条の規定による被保険者期間が通算して [A] 以上であつたときに、…（略）…

A：6 箇月

教材・箇所等

暗記カード① 雇用-24

原則として、離職の日 [B] 間（算定対象期間）に被保険者期間が [C] 以上あること。

B：以前 1 年

C：通算して 6 箇月

…（略）…教育訓練支援給付金の額は、…
（略）…金額に〔 B 〕を乗じて得た額とする。…（略）…

B : 100分の50

教材・箇所等

暗記カード① 雇用－35

教育訓練給付金は…（略）…その額は、基本手当の日額に相当する額に〔 F 〕を乗じて得た額である。

F : 100分の50

…（略）…その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、〔 C 〕は…（略）…

C : 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの

教材・箇所等

暗記カード① 雇用－44

…（略）…その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子、父母、孫、〔 A 〕であつて、その者の死亡の当時その者と〔 B 〕していたものは…（略）…

A : 祖父母又は兄弟姉妹

B : 生計を同じく

…（略）…その月の前2月間に、その者について納付されている印紙保険料が通算して〔 D 〕日分以下であるときは、通算して〔 E 〕日分を限度として支給し、その者について納付されている印紙保険料が通算して〔 D 〕日分を超えているときは、通算して、〔 D 〕日分を超える4日分ごとに1日を〔 E 〕日に加えて得た日数分を限度として支給する。ただし、その月において通算して17日分を超えては支給しない。

D : 28

E : 13

教材・箇所等

実力完成答練 第3回 問7

…（略）…その月の前〔 A 〕間に、その者について納付されている印紙保険料が通算して28日分以下であるときは、通算して〔 B 〕分を限度として支給し、その者について納付されている印紙保険料が通算して28日分を超えているときは、通算して、28日分を超える〔 C 〕分ごとに1日を〔 B 〕に加えて得た日数分を限度として支給する。ただし、その月において通算して17日分を超えては支給しない。

A : 2月

B : 13日

C : 4日

…（略）…教育訓練支援給付金の額は、…
（略）…金額に〔 B 〕を乗じて得た額
とする。…（略）…

B：100分の50



教材・箇所等

上級答練 第3回 問7

教育訓練支援給付金の額は、…（略）…基本手
当の日額に100分の〔 D 〕を乗じて得た額
に…（略）…

D：100分の50

…（略）…その月の前2月間に、その者につ
いて納付されている印紙保険料が通算して
〔 D 〕日分以下であるときは、通算
して〔 E 〕日分を限度として支給し、
その者について納付されている印紙保険料
が通算して〔 D 〕日分を超えていると
きは、通算して、〔 D 〕日分を超える4
日分ごとに1日を〔 E 〕日に加えて得
た日数分を限度として支給する。

D：28
E：13



教材・箇所等

選択式セミナー チャレンジ実践編 問3

…（略）…その月の前2月間に、その者につ
いて納付されている印紙保険料が通算して
〔 D 〕分以下であるときは、通算して
〔 E 〕分を限度として支給し、その者につ
いて納付されている印紙保険料が通算して
〔 D 〕分を超えているときは、通算して、
〔 D 〕分を超える4日分ごとに1日を
〔 E 〕に加えて得た日数分を限度として支
給する。

D：28日
E：13日

…（略）…その者の配偶者（婚姻の届出を
していないが、事実上婚姻関係と同様の事
情にあった者を含む。）、〔 C 〕は…（略）
…

C：子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で
あつて、その者の死亡の当時その者と
生計を同じくしていたもの



教材・箇所等

超・直前ファイナルチェックゼミ 問10

…（略）…その者の配偶者（婚姻の届出をして
いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあっ
た者を含む。）、子、父母、〔 A 〕であつて、
その者の死亡の当時その者〔 B 〕ものは…
（略）…

A：孫、祖父母又は兄弟姉妹
B：と生計を同じくしていた

【 社会保険に関する一般常識 】

1 社会保険労務士法第1条は、「…（略）… [A] を目的とする。」と規定している。

A：事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること

教材・箇所等

暗記カード② 常識（社保）－1

1. 目的

社会保険労務士法は、…（略）…事業の [B] と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

B：健全な発達

2 児童手当法第1条は、「…（略）… [B] を目的とする。」と規定している。

B：次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること

教材・箇所等

暗記カード② 常識（社保）－18

1. 目的

児童手当法は、…（略）…次代の社会を担う児童の [C] に資することを目的とする。

B：健やかな成長

4 高齢者医療確保法第2条第1項は、「国は、[E] に基づき、自ら加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して…（略）…

E：自助と連帯の精神

教材・箇所等

トレーニング 第Ⅱ部 P72 問4

2 高齢者の医療の確保に関する法律の基本的理念は、以下の通り掲げられている。

① 国民は、[C] と連帯の精神に基づき、自ら加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して…（略）…

C：自助

【 健康保険法 】

教材・箇所等

暗記カード② 健保－27

1 …（略）…厚生労働省令で定める収入の額について〔 B 〕であれば、保険者に申請することにより、一部負担金の割合は2割となる。

B：被保険者のみの収入により算定し、その額が383万円未満

2. …（略）…

ただし、上記③に該当する場合であっても、当該被保険者及びその70歳以上の被扶養者の年収の額が〔 G 〕円（当該被扶養者がいない場合にあっては、〔 H 〕円）に満たないとき等は、申請により、一部負担金の割合が100分の20となる。

H：383万

教材・箇所等

暗記カード② 健保－26

2 …（略）…このため、平成27年における延滞金の割合の特例は、〔 C 〕までの期間については年〔 D 〕%とされ、〔 C 〕の翌日以後については年〔 E 〕%とされた。

C：納期限の翌日から3か月を経過する日

2. …（略）…当該納期限の翌日から〔 G 〕を経過する日までの期間について、…（略）…

G：3月

教材・箇所等

到達度テスト 第5回 問4

1 …（略）…厚生労働省令で定める収入の額について〔 B 〕であれば、保険者に申請することにより、一部負担金の額は2割となる。

B：被保険者のみの収入により算定し、その額が383万円未満

① 被保険者及び被扶養者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が〔 B 〕円（当該被扶養者がいないものにあっては、〔 C 〕円）に満たない者

C：383万

2 …（略）…このため、平成 27 年における延滞金の割合の特例は、[C]までの期間については年[D]%とされ、[C]の翌日以後については年[E]%とされた。

C：納期限の翌日から 3 か月を経過する日

教材・箇所等

実力完成答練 第 6 回 問 1

2 …（略）…当該督促が保険料に係るものであるときは、当該[C]から[D]を経過する日までの期間については、…（略）…

C：納期限の翌日

D：3 月

1 …（略）…厚生労働省令で定める収入の額について[B]であれば、保険者に申請することにより、一部負担金の割合は 2 割となる。

B：被保険者のみの収入により算定し、その額が 383 万円未満

教材・箇所等

全国公開模試 選択式予想問題集 問 17

① 被保険者及びその被扶養者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が[B]円（当該被扶養者がいない者にあつては、[C]円）に満たない者

C：383 万

【 厚生年金保険法 】

教材・箇所等

暗記カード② 厚年－23

昭和30年4月2日生まれの男子に係る特別支給の老齢厚生年金について、報酬比例部分の支給開始年齢は62歳であり、定額部分の支給は受けられないが、

(1) … (略) …

(2) 被保険者期間が [A] 以上であるとき

(3) 坑内員たる被保険者であった期間と船員たる被保険者であった期間とを合算した期間が [B] 以上であるとき

のいずれかに該当する場合には、60歳前半に定額部分の支給を受けることができる。

上記の(1)から(3)のうち、「被保険者でない」という要件が求められるのは… (略) …

A : 44 年

B : 15 年

2. 長期加入者の特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、その権利を取得した当時次の①から③のいずれにも該当するときは、生年月日に応じ60歳ないし64歳に達したときから… (略) …

① 昭和16年4月2日（女子は昭和21年4月2日）以後生まれ

② [B] でない

③ 被保険者期間が [C] 年以上ある

3. 第3種被保険者の特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、その権利を取得した当時、その者に係る [D] 期間と [E] 期間とを合算した期間が [F] 年以上あるときは、生年月日に応じ55歳ないし64歳に達したときから… (略) …

B : 被保険者

C : 44

D : 坑内員たる被保険者であった

E : 船員たる被保険者であった

F : 15

択一式解答・解説（科目別）

労働基準法・労働安全衛生法

〔問 1〕 正解 B

- A ○ 労働基準法1条1項。設問の通り正しい。
- B × 労働基準法3条。労働基準法3条の禁止する「差別的取扱」とは、有利に取り扱うことも含まれる。
- C ○ 労働基準法4条。設問の通り正しい。
- D ○ 労働基準法5条。設問の通り正しい。
- E ○ 労働基準法9条。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 D

- A × 労働基準法12条4項、則2条1項、昭和22.12.26基発573号他。設問の賃金のうち、通勤手当、家族手当は平均賃金の計算の基礎となる賃金の総額に含まれる。
- B × 労働基準法12条3項。平均賃金の計算において、設問の、労働基準法7条に基づく公民権の行使により休業した期間の日数及びその期間中の賃金は、控除されない。
- C × 労働基準法12条1項、法79条、則48条、昭和25.10.19基収2908号。設問の平均賃金を算定すべき事由の発生日は、「死傷の原因たる事故発生日又は診断によって疾病の発生日が確定した日」である。
- D ○ 労働基準法12条1項、2項。設問の通り正しい。平均賃金の算定期間である「これを算定すべき事由の発生した日以前3箇月間」とは、事由の発生した日の前日から遡る3箇月間であって、事由の発生した日は含まれないものと解される。また、算定期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算するものとされている。設問の場合、平均賃金の算定期間は、7月31日の前日から遡る3箇月間であり、さらに、毎月月末が賃金締切日とされているため、7月30日の直近の賃金締切日である6

月30日から遡った3か月が平均賃金の算定期間となる。

- E × 労働基準法12条2項、昭和26.12.27基収5926号。賃金ごとに賃金締切日が異なる場合における労働基準法12条2項の「直前の賃金締切日」は、それぞれ各賃金ごとの賃金締切日とされている。

〔問 3〕 正解 C

- A ○ 労働基準法13条、労働組合法16条。設問の通り正しい。
- B ○ 労働基準法14条1項。設問の通り正しい。
- C × 労働基準法15条、法120条1号。労働基準法120条1号においては、労働基準法15条1項の労働条件を明示しなかったという使用者の不作为及び同条3項の労働者の帰郷旅費の負担をしなかった場合について、30万円以下の罰金に処することを規定しているが、使用者が労働契約の締結に際し労働者に明示した労働条件が実際の労働条件と相違することについての罰則は規定していない。
- D ○ 労働基準法17条。設問の通り正しい。
- E ○ 労働基準法19条。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 D

- A × 労働基準法24条1項ただし書、国税徴収法76条。行政官庁が国税徴収法の規定に基づいて行った差押処分に従って、使用者が労働者の賃金を控除のうえ当該行政官庁に納付することは、賃金直接払の原則に違反しない。
- B × 最一小昭和44.12.18福島県教組事件。最高裁判所の判例では、「適正な賃金の額を支払うための手段たる相殺は、労働基準法24条1項但書によって除外される場合にあらなくても、その行使の時期、方法、金額等からみて労働者の経済生活の安定との関係上不当と認められないものであれば、同項の禁止するところではないと解するのが相当である。この見地からすれば、許さるべき相殺は、過払のあった時期と賃金の清算調整の実を失わない程度に合理的に接着した時期においてされ、また、あらかじめ

労働者にそのことが予告されるとか、その額が多額にわたらないとか、要は労働者の経済生活の安定をおびやかすおそれのない場合でなければならないものと解せられる。」としている。したがって、その金額が少額である限り労働基準法24条1項に違反するものではないとする記述は誤りである。

- C × 最二小昭和48.1.19シンガー・ソーイング・メシーン事件。最高裁判所の判例では、労働者が退職に際しみずから賃金に該当する退職金債権を放棄する旨の意思表示をした場合に、それが労働者の自由な意思に基づくものであることが明確であれば、賃金の全額払の原則が当該意思表示の効力を否定する趣旨のものであるとまで解することはできないとしている。
- D ○ 労働基準法11条、法24条2項、昭和22.9.13発基17号。設問の通り正しい。
- E × 労働基準法24条2項。一定の期日を定めるにあたって、設問のように「月の末日」とすることは差支えないこととされている。

【問 5】 正解 A

- A × 労働基準法26条、昭和24.3.22基収4077号。労働協約、就業規則又は労働契約により休日と定められている日については、休業手当を支給する義務は生じないものとされている。したがって、設問の場合、土曜日及び日曜日を除く5日分の休業手当を支払わなければならない。
- B ○ 労働基準法26条、昭和27.8.7基収3445号。設問の通り正しい。
- C ○ 労働基準法26条、昭和24.3.22基収4077号、昭和63.3.14基発150号。設問の通り正しい。
- D ○ 労働基準法26条。設問の通り正しい。
- E ○ 労働基準法26条。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 B（イとエ）

ア × 最一小平成12.3.9三菱重工業長崎造船所事件。最高裁判所の判例では、労働者が、就業を命じられた業務の準備行為等を事業所内において行うことを使用者から義務付けられ、又はこれを余儀なくされたときは、当該行為を所定労働時間外において行うものとされている場合であっても、当該行為は、特段の事情のない限り、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、当該行為に要した時間は、それが社会通念上必要と認められるものである限り、労働基準法上の労働時間に該当すると解されるとしている。

イ ○ 最一平成14.2.28大星ビル管理事件。設問の通り正しい。

ウ × 最一小平成3.11.28日立製作所武蔵工場事件。最高裁判所の判例では、いわゆる36協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出た場合において、使用者が当該事業場に適用される就業規則に当該36協定の範囲内で一定の業務上の事由があれば労働契約に定める労働時間を延長して労働者を労働させることができる旨定めているときは、当該就業規則の規定の内容が合理的なものである限り、それが具体的労働契約の内容をなすから、当該就業規則の規定の適用を受ける労働者は、その定めるところに従い、労働契約に定める労働時間を超えて労働をする義務を負うものと解するを相当とするとしている。

エ ○ 労働基準法41条2号、昭和22.9.13基発17号。設問の通り正しい。

オ × 労働基準法41条3号、則23条、平成11.3.31基発168号。医師、看護師の宿直勤務については、医療法によって義務付けられているが、そのことをもって当然に労働時間等に関する規定の適用がないものとされるわけではない。これらの者についても、一定の条件をすべて満たす場合に、労働基準法施行規則23条の所轄労働基準監督署長の許可を与えることができるとされており、当該許可がなければ、同法41条3号により、労働時間等に関する規定の適用を除外することはできない。

〔問 7〕 正解 B

- A ○ 労働基準法89条。設問の通り正しい。
- B × 労働基準法89条、労働契約法7条、同法12条、平成24. 8. 10基発0810第2号。使用者が任意に就業規則に記載した事項であっても、その内容が合理的であり、かつ、労働者に周知されていれば、就業規則の労働契約に対する最低基準効が認められる。
- C ○ 労働基準法90条1項。設問の通り正しい。
- D ○ 労働基準法90条2項、昭和23. 10. 30基発1575号。設問の通り正しい。
- E ○ 労働基準法92条1項。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 C

- A ○ 労働安全衛生法21条2項、則519条。設問の通り正しい。
- B ○ 労働安全衛生法20条1号、則101条1項。設問の通り正しい。
- C × 労働安全衛生法30条1項3号、則637条1項。特定元方事業者は、「作業期間中少なくとも1週間に1回」ではなく、「毎作業日に少なくとも1回」作業場等を巡視しなければならない。
- D ○ 労働安全衛生法23条、則604条、事務所則10条1項。設問の通り正しい。
- E ○ 労働安全衛生法20条1号、則151条の70。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 A

- A ○ 労働安全衛生法12条1項、令4条、派遣法45条1項、同令7条3項。設問の通り正しい。
- B × 労働安全衛生法59条1項、派遣法45条。雇入れ時の安全衛生教育の実施義務は、「派遣元」の事業者には課せられている。
- C × 労働安全衛生法59条3項、派遣法45条3項。特別の教育の実施義務は、派遣先事業者のみに課せられている。
- D × 労働安全衛生法66条1項、2項、派遣法45条。安衛法66条2項に規定されている健康診断（特殊健康診断）については「派遣先」の事業者を実施

義務が課せられている。なお、一般定期健康診断については、設問の通り、派遣元の事業者を実施義務が課せられている。

- E × 労働安全衛生法66条の8, 1項、派遣法45条、平成18. 2. 24基発0224003号。設問の面接指導については、「派遣元」の事業者を実施義務が課せられている。

〔問 10〕 正解 D（イとオ）

- ア × 労働安全衛生法66条1項、則43条、平成19. 10. 1基発1001016号他。期間の定めがある労働契約により雇い入れられる労働者であっても、1年以上使用されることが予定されている者（設問の労働者は、契約期間が1年であるのでこれに該当する）については、健康診断の実施義務の対象となる。
- イ ○ 労働安全衛生法66条1項、則13条1項2号ヌ、則45条1項。設問の通り正しい。深夜業を含む業務に常時従事する労働者は、設問のいわゆる特定業務従事者の健康診断の対象となる。
- ウ × 労働安全衛生法66条1項、則13条1項2号、則45条1項。高さ10メートル以上の高所での作業に従事する労働者については、設問のいわゆる特定業務従事者の健康診断の対象とならない。
- エ × 労働安全衛生法66条の3、則51条。健康診断個人票は、「3年間」ではなく「5年間」保存しなければならない。
- オ ○ 労働安全衛生法66条、昭和47. 9. 18基発602号。設問の通り正しい。

労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 B

- A × 平成23. 12. 26基発1226第1号。認定基準においては、発病直前の連続した2か月間に、1月当たりおおむね「120時間」以上の時間外労働を行い、その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものであった場合、心理的負荷の総合評価が「強」と判断されるとしている。
- B ○ 平成23. 12. 26基発1226第1号。設問の通り正しい。
- C × 平成23. 12. 26基発1226第1号。認定基準においては、「身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであって、発言の中に人格を否定するようなものを含み、かつ継続してなされた場合」、「身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであって、性的な発言が継続してなされ、かつ会社がセクシュアルハラスメントがあると把握していても適切な対応がなく、改善がなされなかった場合」には、心理的負荷の総合評価が「強」と判断されるとしている。
- D × 平成23. 12. 26基発1226第1号。認定基準においては、いじめやセクシュアルハラスメントのように、出来事が繰り返されるものについては、発病の6か月よりも前にそれが開始されている場合でも、発病前6か月以内の期間にも継続しているときは、開始時からのすべての行為を評価の対象とするとしている。
- E × 平成23. 12. 26基発1226第1号。認定基準においては、心理的負荷の程度の判断は、労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者（職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する者をいう。）が一般的にどう受け止めるかという観点から評価されるものであるとしている。

〔問 2〕 正解 A

- A ○ 労災保険法施行規則11条1項。設問の通り正しい。
- B × 昭和23.1.13基災発3号。症状が残っていてもそれが安定して、もはや治療の効果が期待できず、療養の余地がなくなった場合には療養の必要がなくなったものとされ、療養の給付は行われ^{ない}。なお、神経症状のような傷病の症状は、障害として障害補償給付の対象となる。
- C × 労災保険法施行規則12条1項。療養補償給付たる療養の給付を受けようとする者は、厚生労働省令に規定された事項を記載した請求書を、当該療養の給付を受けようとする病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者（指定病院等）を経由して所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- D × 労災保険法施行規則23条2項。事業主は、保険給付を受けるべき者から保険給付を受けるために必要な証明を求められたときは、すみやかに証明をしなければならない旨、厚生労働省令で規定されている。
- E × 労災保険法31条2項、則44条の2,1項1号。「第三者の行為によって生じた事故により療養給付を受ける者」からは、一部負担金は徴収されない。

〔問 3〕 正解 E

- A ○ 昭和32.7.20基収3615号。設問の通り正しい。
- B ○ 平成12.5.18基発366号。設問の通り正しい。
- C ○ 昭和27.9.6基災収3026号。設問の通り正しい。
- D ○ 昭和50.11.4基収2043号。設問の通り正しい。設問の労使協議会への出席は、労働組合の役員としての職務であると解され、また、労働者としての業務終了後、当該労使協議会等のために事業場施設内に滞留した時間（6時間）も、社会通念上就業と帰宅との直接的関連を失わせると認められるほど長時間であることから、設問の帰宅行為は通勤とは認められない。
- E × 労災保険法7条3項、則8条1号、昭和58.8.2基発420号。理・美容のため理髪店又は美容院に立ち寄る行為は、労災保険法第7条第3項ただし書

きに規定する「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」に該当するとされている。したがって、設問の合理的な経路に復した後の移動については、通勤に該当する。

〔問 4〕 正解 E

- A ○ 平成17.9.22基発0922001号。設問の通り正しい。
- B ○ 平成17.9.22基発0922001号。設問の通り正しい。
- C ○ 平成17.9.22基発0922001号。設問の通り正しい。
- D ○ 平成17.9.22基発0922001号。設問の通り正しい。
- E × 平成17.9.22基発0922001号。設問の場合には、事業主の重大な過失としては認定しないとされている。

〔問 5〕 正解 C

- A ○ 平成21.7.23基発0723第12号。設問の通り正しい。
- B ○ 平成21.12.16基労補発1216第1号。設問の通り正しい。
- C × 昭和35.11.2基発932号。出向労働者が、出向先事業の組織に組み入れられ、出向先事業場の他の労働者と同様の立場（ただし、身分関係及び賃金関係を除く。）で、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事している場合には、たとえ、当該出向労働者が、出向元事業主と出向先事業主と行った契約等により、出向元事業主から賃金名目の金銭給付を受けている場合であっても、出向先事業主が、当該金銭給付を出向先事業の支払う賃金として、徴収法に規定する事業の賃金総額に含め、保険料を納付する旨を申し出た場合には当該金銭給付を出向先事業から受ける賃金とみなし、当該出向労働者を出向先事業に係る保険関係によるものとして取り扱うこととされている。
- D ○ 労災保険法10条。設問の通り正しい。
- E ○ 労災保険法10条。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 D（ア・イ・ウ・エの4つ）

- ア ○ 労災保険法12条の6。設問の通り正しい。
- イ ○ 労災保険法12条の5, 1項。設問の通り正しい。
- ウ ○ 労災保険法12条の3, 1項。設問の通り正しい。
- エ ○ 特別支給金規則3条6項。設問の通り正しい。
- オ × 労災保険法42条。介護補償給付及び介護給付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

〔問 7〕 正解 A（アとイ）

- ア × 労災保険法9条1項。年金たる保険給付の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとされている。
- イ × 労災保険法8条の5。給付基礎日額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとされている。
- ウ ○ 労災保険法18条2項。設問の通り正しい。傷病補償年金を受ける者には、休業補償給付は、行われない。
- エ ○ 労災保険法16条の5, 1項、2項。設問の通り正しい。
- オ ○ 労災保険法16条の9, 4項。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 E

- A × （44）労災法附則12条、整備法5条2項、整備政令17条。設問の事業主は、使用する労働者の過半数が「希望」するときは、任意加入の申請をしなければならない。
- B × 整備法5条1項、整備省令1条。労災保険の暫定任意適用事業の事業主が加入申請をするときは、その事業に使用される労働者の同意を得る必要はないため、労働者の同意を得たことを証明する書類を添付する必要はない。
- C × 整備法5条1項、整備法8条の2。認可があった日の翌日ではなく、認可

があった日に成立する。

- D × 徴収法5条、整備法8条1項、整備法8条の2。事業を廃止した場合、保険関係は事業が廃止した日の翌日に法律上当然に消滅するため、保険関係消滅の申請手続は不要である。
- E ○ 徴収法3条、整備法7条。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 E

- A ○ 徴収法4条の2, 1項、則4条2項。設問の通り正しい。
- B ○ 徴収法15条2項、法30条、則24条3項、国税通則法10条。設問の通り正しい。
- C ○ 徴収法19条2項、3項、則33条2項。設問の通り正しい。
- D ○ 徴収法15条1項、2項1号。設問の通り正しい。
- E × 徴収法21条の2, 1項、則38条の4。認定決定された労働保険料は、口座振替による納付の対象となっていない。

〔問 10〕 正解 D

- A × 徴収法8条2項、法45条、則8条、則76条1号。下請負事業の分離の認可を受けようとするときは、元請負人及び下請負人が共同で申請しなければならない。
- B × 徴収法8条2項、則9条。下請負事業の分離の要件は、概算保険料の額に相当する額が160万円以上又は請負金額が1億8,000万円以上であることである。
- C × 徴収法8条1項、則7条。立木の伐採の事業は、請負事業の一括の対象にはならないため、下請負事業の分離も当然対象外である。
- D ○ 徴収法8条2項、則8条、昭和47. 11. 24労徴発41号。設問の通り正しい。
- E × 徴収法8条。下請負事業の分離の認可を受け、下請負人のみが当該事業の事業主となった場合であっても、当該下請負人以外の下請負人及びその使用する労働者に対して、「労働関係の当事者としての使用者」となる

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

わけではない（「下請負人のみが当該事業の事業主となる」とは、「事業主として保険料の納付等の義務を負う」という意味である）。

雇 用 保 険 法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 E

- A ○ 雇用保険法4条1項、行政手引20351。設問の通り正しい。
- B ○ 雇用保険法6条3号、行政手引20303、行政手引20553。設問の通り正しい。
- C ○ 雇用保険法6条5号、則3条の2、2号、行政手引20303。設問の通り正しい。
- D ○ 雇用保険法6条7号、則4条1項1号。設問の通り正しい。
- E × 雇用保険法4条1項、行政手引20351。設問の者であっても、「その職務の内容、サービスの態様、給与の算出方法等の実態により判断」して雇用関係が明確である場合は、被保険者となる。

〔問 2〕 正解 D

- A ○ 雇用保険法22条1項1号。設問の通り正しい。
- B ○ 雇用保険法23条2項2号、則36条2号、行政手引50305。設問の通り正しい。
- C ○ 雇用保険法22条3項。設問の通り正しい。設問の場合、事業主Aに係る離職から「2年後」に事業主Bに雇用されているため、事業主Aでの被保険者であった期間は通算できず、算定基礎期間は5年となる。
- D × 雇用保険法22条4項、5項2号。設問の場合であっても「労働保険徴収法第32条第1項の規定により労働者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかでない」とときには、当該確認があった日の2年前の日より前にさかのぼって算定基礎期間を算定することはできないので、所定給付日数が240日となることはない。
- E ○ 雇用保険法13条3項、則19条の2。設問の通り正しい。特定理由離職者とは、離職した者のうち、倒産・解雇等離職者に該当する者以外の者であ

って、次のいずれかに該当する者をいう。

- ①期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）により離職した者
- ②正当な理由のある自己都合により離職した者

〔問 3〕 正解 C

- A × 雇用保険法27条、令7条、令8条。全国延長給付の限度は90日であり、設問のような「当初の期間を延長することができる」旨の規定はない。
- B × 雇用保険法附則5条1項。個別延長給付の支給対象者は、特定受給資格者に限られず、就職困難者に該当する受給資格者以外の受給資格者のうち特定理由離職者（厚生労働省令で定める者*に限る。）も含まれる。
※なお、厚生労働省令で定める者とは、「期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）により離職した者」である。
- C ○ 雇用保険法25条2項。設問の通り正しい。
- D × 雇用保険法28条1項。設問の場合、広域延長給付が終わった後でなければ訓練延長給付は行われない。
- E × 雇用保険法24条1項、令4条1項。訓練延長給付の対象となる公共職業訓練等は、公共職業安定所長の指示したもののうちその期間が2年以内のものに限られている。

〔問 4〕 正解 C（ア・イ・エの3つ）

- ア × 雇用保険法施行規則101条の2の11, 1項。設問の申請は、教育訓練給付金の支給に係る一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して1か月以内にしなければならないとされている。また「やむを得ない理由がある場合を除いて」とする要件はない。

- イ × 雇用保険法附則11条の2,1項。教育訓練支援給付金は、少なくとも、専門実践教育訓練を受けている日のうち失業している日でなければ支給されない。
- ウ ○ 雇用保険法10条の4,2項。設問の通り正しい。設問の場合、政府は、当該指定教育訓練実施者に対し、当該教育訓練給付の支給を受けた者と連帯して、教育訓練給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。
- エ × 雇用保険法施行規則101条の2の6。設問の費用の範囲は、入学金及び受講料に限られ、「交通費」は含まれない。
- オ ○ 雇用保険法60条の2,1項、2項、法附則11条、則101条の2の7、則附則24条。設問の通り正しい。支給要件期間を算定する場合に、基本手当や傷病手当等の支給の有無は影響せず、設問の場合には、適用事業Aでの雇用期間と適用事業Bでの雇用期間を通算することは可能である。

〔問 5〕 正解 B

- A ○ 雇用保険法61条1項。設問の通り正しい。高年齢雇用継続基本給付金は、同一の事業主に継続して雇用されている場合に限らず、離職して基本手当を受給せずに再就職した場合も受給することができる。
- B × 雇用保険法施行規則101条の5,1項、則101条の7,2項。「やむを得ない理由がある場合を除いて」とする規定はないので誤り。
- C ○ 雇用保険法61条2項、法61条の2,2項、行政手引59301。設問の通り正しい。高年齢雇用継続給付の支給対象月及び再就職後の支給対象月は、少なくとも、その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者でなければならない。
- D ○ 雇用保険法37条6項、法61条の2,1項。設問の通り正しい。高年齢再就職給付金の支給を受けることができるのは、少なくとも「基本手当」の支給を受けたことがある受給資格者に限られるが、傷病手当の支給の効果の規定（雇用保険法37条6項）により、傷病手当を支給したときは、当該傷

病手当を支給した日数に相当する日数分の「基本手当」を支給したものとみなされるため、設問の場合も、高年齢再就職給付金の支給を受け得ることになる。

- E ○ 雇用保険法61条5項1号。設問の通り正しい。設問の場合の高年齢雇用継続基本給付金の額は、当該支給対象月に支払われた賃金の額に100分の15を乗じて得た額となる。

〔問 6〕 正解 C（ウとエ）

- ア ○ 雇用保険法61条の6,1項。設問の通り正しい。なお、当該休業を開始した日前2年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった一般被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を2年に加算することができ、その加算した期間が4年を超えるときは、4年間とされる。
- イ ○ 雇用保険法61条の4,1項、2項、行政手引59503。設問の通り正しい。派遣労働者が当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務を受ける者（派遣先）に派遣されていた期間と、派遣先が当該派遣労働者を雇い入れた後の期間を「同一の事業主の下における育児休業給付金に係るみなし被保険者期間」とする規定はない（ただし、要件を満たせばそれぞれの被保険者であった期間を「みなし被保険者期間」として通算することは可能である。）。なお、一般被保険者が期間雇用者（期間を定めて雇用される者）である場合は、育児休業給付の受給資格が確認され、休業開始時において同一事業主の下で1年以上雇用が継続しており、かつ、1歳に達する日を超えて引き続き雇用される見込みがあれば（2歳までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。）、育児休業給付の対象となるが、派遣先が当該派遣労働者を雇い入れた場合については、当該派遣労働者であった者について派遣先に派遣されていた期間も同一の事業主の下における雇用実績としてみなして取り扱って差し

支えないとされている。

- ウ × 雇用保険法61条の6, 5項。設問の場合は、当該合算額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の80に相当する額未満であるので、「当該支給単位期間における介護休業給付金の額」がそのまま支給される。
- エ × 雇用保険法施行規則101条の19, 1項。「やむを得ない理由がなければ」とする規定はないので誤り。
- オ ○ 雇用保険法61条の4, 1項、法61条の6, 1項。設問の通り正しい。高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は、育児休業給付金及び介護休業給付金を受けることができない。

〔問 7〕 正解 A

- A ○ 雇用保険法15条3項。設問の通り正しい。
- B × 雇用保険法施行規則19条1項。設問の場合は、その者が保管する2枚以上の離職票を提出しなければならない。
- C × 行政手引51255。設問の日は就職した日として扱われ、失業の認定は行われない。この場合の就職とは雇用関係に入るものはもちろん、請負、委任により常時労務を提供する地位にある場合、自営業を開始した場合等であって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても被保険者となる場合を含む。）をいい、現実の収入の有無を問わない。
- D × 雇用保険法施行規則28条の2, 1項、行政手引51254。設問の場合も、求職活動実績に該当する。求職活動実績として認められる求職活動には、公共職業安定所（船員を希望する者については、地方運輸局、船員雇用促進センター）、許可・届出のある民間需給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関をいう。）が行う職業相談、職業紹介等が該当するほか、公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が

可能な企業説明会等を含める。また、受給資格者の住居所を管轄する公共職業安定所以外の公共職業安定所が行う職業相談、職業紹介等を受けたことも当然に該当する。

- E × 雇用保険法施行規則24条2項2号、行政手引51351。設問の場合には、失業の認定日の変更の取扱いを受けることができるため、当該失業の認定日から当該申出を受けた日の前日までの各日について失業の認定が行われることはある。

〔問 8〕 正解 B

- A ○ 徴収法36条、法47条1号、則68条。設問の通り正しい。
B × 徴収法46条。設問の場合には、事業主に罰則の適用はない。
C ○ 徴収法24条、法46条2号、則54条。設問の通り正しい。
D ○ 徴収法附則6条、法附則7条1項。設問の通り正しい。
E ○ 徴収法48条1項。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 C

- A ○ 徴収法18条、則30条1項。設問の通り正しい。
B ○ 徴収法18条、則31条。設問の通り正しい。
C × 徴収法18条、法19条4項、5項。確定保険料は延納することはできない。
D ○ 徴収法18条、則27条。設問の通り正しい。
E ○ 徴収法18条、則28条。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 E

- A ○ 徴収法26条1項。設問の通り正しい。
B ○ 雇用保険法22条5項1号。設問の通り正しい。
C ○ 徴収法26条1項、則56条1項、則57条。設問の通り正しい。
D ○ 徴収法26条3項、4項、則38条5項、則59条。設問の通り正しい。
E × 徴収法26条1項、則56条1項。「各月それぞれの賃金の額に各月それぞれ

れに適用される雇用保険率を乗じて得た額の合計額」ではなく、「賃金から控除されていたことが明らかである時期のすべての月の賃金の合計額を、当該月数で除した額に、当該賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の日の雇用保険率及び当該最も古い日から当該直近の日までの期間に係る月数を乗じて得た額」である。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問 1〕 正解 A

- A × 労働契約法3条2項、「多様な正社員」の普及・拡大のための有識者懇談会報告書（平成26年7月）。正社員と多様な正社員の間の均衡を考慮することも含まれる。
- B ○ 労働契約法3条3項、「多様な正社員」の普及・拡大のための有識者懇談会報告書（平成26年7月）。設問の通り正しい。
- C ○ 労働契約法4条、「多様な正社員」の普及・拡大のための有識者懇談会報告書（平成26年7月）。設問の通り正しい。
- D ○ 「多様な正社員」の普及・拡大のための有識者懇談会報告書（平成26年7月）。設問の通り正しい。
- E ○ 労働契約法7条、平成24.8.10基発0810第2号。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 C

- A ○ 均等法9条3項、最一小平成26.10.23広島中央保健生活協同組合事件。設問の通り正しい。
- B ○ 最二小平成26.3.24東芝うつ病事件。設問の通り正しい。
- C × 障害者雇用促進法54条1項、2項、(20)法附則2条、3条、令17条他。障害者雇用納付金の額は月50,000円（常用雇用労働者数が201人以上300人以下の一般事業主に係る障害者雇用納付金は、平成27年6月30日までの間は月40,000円、常用雇用労働者数が101人以上200人以下の一般事業主に係る障害者雇用納付金は、平成32年3月31日までの間は月40,000円）とされている。
- D ○ 次世代育成支援対策推進法附則1条、2条。設問の通り正しい。
- E ○ 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法8条1項。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 B（アとオ）

- ア × 社労士法2条1項、2条の2。社会保険労務士が、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をする場合の紛争の目的の価額の上限額は、定められていない。
- イ ○ 社労士法2条の2, 1項。設問の通り正しい。
- ウ ○ 社労士法25条の9の2。設問の通り正しい。
- エ ○ 社労士法25条の9の2、同法施行規則12条の10。設問の通り正しい。
- オ × 社労士法25条の9の2、平成27. 3. 30基発0330第3号。社会保険労務士及び社会保険労務士法人が、法2条の2及び法25条の9の2に規定する出頭及び陳述に関する事務を受任しようとする場合の役務の提供については、特定商取引に関する法律が定める規制の適用除外となる。

〔問 4〕 正解 A

- A ○ 就労条件総合調査（厚生労働省、平成19年・22年・26年）。設問の通り正しい。（平成19年・46.3%→平成22年・34.6%→平成26年・28.6%）
- B × 就労条件総合調査（厚生労働省、平成13年・16年・19年・22年）。基本給の決定要素別の企業割合のうち、「業績・成果」の割合は、平成13年・50.2%→平成16年・62.8%→平成19年・45.6%→平成22年・45.1%となっている。
- C × 就労条件総合調査（厚生労働省、平成24年）。「改善すべき点がかなりある」とする企業割合（20.5%）は「うまくいっているが一部手直しが必要」とする企業割合（46.0%）より低く、その割合は約2割である。
- D × 就労条件総合調査（厚生労働省、平成26年）。出来高払い制をとる企業の割合は、4.6%となっている。
- E × 就労条件総合調査（厚生労働省、平成26年）。1か月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合は、29.3%となっている。

〔問 5〕 正解 E

- A ○ 平成26年版労働経済白書（厚生労働省）P82。設問の通り正しい。
- B ○ 平成26年版労働経済白書（厚生労働省）P94～95。設問の通り正しい。
- C ○ 平成26年版労働経済白書（厚生労働省）P96～97。設問の通り正しい。
- D ○ 平成26年版労働経済白書（厚生労働省）P97。設問の通り正しい。
- E × 平成26年版労働経済白書（厚生労働省）P86。パートタイム労働者比率の高まりは、企業業績の変動によることが確認されている。

〔問 6〕 正解 B

- A ○ 国保法70条1項。設問の通り正しい。
- B × 国保法施行令29条の7, 2項10号。基礎賦課額は、「16万円」ではなく「52万円」を超えることはできないと規定されている。
- C ○ 高齢者医療確保法104条2項。設問の通り正しい。
- D ○ 高齢者医療確保法108条3項。設問の通り正しい。
- E ○ 高齢者医療確保法施行令18条1項6号、2項5号。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 D

- A × 介保法5条1項。設問の措置を講じなければならないとされているのは、「市町村又は特別区」ではなく「国」である。
- B × 介保法14条、法16条1項。介護認定審査会は、地方自治法第252条の7第1項の規定により共同設置することができるものとされている。
- C × 介保法124条1項。市町村は、介護給付及び予防給付に要する費用の額の「100分の25」ではなく「100分の12.5」に相当する額を負担するものとされている。
- D ○ 介保法124条3項。設問の通り正しい。
- E × 介保法27条1項。要介護認定の申請に関する手続は、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は地域包括支援センターに代わって行わせる

ことができるものとされている。

〔問 8〕 正解 C

- A ○ 確拠法2条3項。設問の通り正しい。
- B ○ 確拠法2条10項。設問の通り正しい。
- C × 確拠法69条、確拠法施行令36条2号。60歳未満の厚生年金保険の被保険者である個人型年金加入者(第2号加入者)の拠出限度額は、「25,000円」ではなく「23,000円」とされている。
- D ○ 確拠法20条、確拠法施行令11条1号。設問の通り正しい。
- E ○ 確拠法81条1項。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 A

- A × 「平成26年版厚生労働白書」P252。設問の改革では、年金、高齢者医療、介護といった「高齢者三経費」に子育てや現役世代の医療を加えた「社会保障四経費」に、消費税増収分の全てを充てることが消費税法等に明記された。
- B ○ 「平成26年版厚生労働白書」P253、254。設問の通り正しい。
- C ○ 「平成26年版厚生労働白書」P395。設問の通り正しい。
- D ○ 「平成26年版厚生労働白書」P360。設問の通り正しい。
- E ○ 「平成26年版厚生労働白書」P250。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 B

- A × 「平成24年度社会保障費用統計(国立社会保障・人口問題研究所)」。「年金」が53兆9,861億円で全体の49.7%を占めており、「医療」が34兆6,230億円で全体の31.9%となっている。
- B ○ 「平成25年国民生活基礎調査(厚生労働省)」。「設問の通り正しい。
- C × 「平成25年度厚生年金保険・国民年金事業の概況(厚生労働省)」。「国民年金の第1号被保険者数は、前年度末に比べて3.1%減少している。ま

た、対前年度末比においては、平成16年度以降引き続き減少している。

D × 「平成26年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査(厚生労働省)」。

後期高齢者医療制度の被保険者数は、15,547千人であり、うち75歳以上の被保険者数は被保険者の97.6%を占めている。

E × 「平成24年度介護保険事業状況報告(厚生労働省)」。要介護(要支援)

認定者数は、平成24年度末現在で561万人であり、そのうち軽度の認定者が全体の63.5%を占めている。

健康保険法

〔問 1〕 正解 D

- A × 法3条1項2号イ、昭和3.3.30保理302号。日々雇入れられる者が、連続して1か月間労務に服し、なお引き続き労務に服したときは被保険者資格を取得するが、この場合において、当該事業所の公休日は、労務に服したものとみなして、「連続して1か月間」の期間の計算に加えるものとされている。
- B × 法3条1項、平成14.4.24保保発0424001号・庁保険発24号。登録型派遣労働者について、派遣就業に係る1つの雇用契約の終了後、1か月以内に同一の派遣元事業主のもとで次の雇用契約（1月以上のものに限る。）が確実に見込まれるときは、使用関係が継続しているものとして取扱い被保険者資格は喪失させないものとして差し支えないとされているが、この場合において、1か月以内に次の雇用契約が締結されなかった場合には、その雇用契約が締結されないことが確実となった日又は当該1か月を経過した日のいずれか早い日をもって使用関係が終了するものとされている。設問の場合には、前回の雇用契約終了後10日目に1か月以内に次の雇用契約が締結されないことが確実となったため、当該雇用契約終了後10日目の使用関係の終了により、被保険者資格を喪失したものと取り扱われる。
- C × 則168条4項。特例退職被保険者の資格取得の申出は、特例退職被保険者になろうとする者に係る年金証書等が到達した日の翌日から起算して「20日以内」ではなく、「3月以内」にしなければならない。
- D ○ 法3条7項3号。設問の通り正しい。被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの「父母及び子」については、その被保険者を同一の世帯に属し、かつ、主としてその被保険者により生計を維持している場合に、原則として被扶養者として認められるが、当該配偶者の「祖父母」については、被扶養者として認められることはな

い。

- E × 則170条。特例退職被保険者の被保険者証の再交付申請は、事業主を経由して行うことはできず、直接保険者に対して行うこととなる。

〔問 2〕 正解 C

- A ○ 法108条4項。設問の通り正しい。傷病手当金について、老齢基礎年金及び老齢厚生年金と調整が行われるのは、傷病手当金が資格喪失後の継続給付として支給される場合（傷病手当金を受けることができる日雇特例被保険者又は日雇特例被保険者であった者を除く。）に限られる。設問は、適用事業所に使用される被保険者が傷病手当金を受ける場合であるので、この調整は行われない。
- B ○ 法85条2項、則58条3号、平成26. 6. 30厚労告274号。設問の通り正しい。
- C × 法87条1項、平成11. 3. 30保険発39号・庁保発7号。現に海外に居住する者に係る療養費は、保険者から国外への送金を行わない。なお、設問前段部分については、その通り正しい。
- D ○ 法115条、令41条1項1号、令42条1項3号。設問の通り正しい。
- E ○ 法120条。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 A

- A ○ 法45条1項、平成15. 2. 25保発0225004号・庁保発2号。設問の通り正しい。標準賞与額の算定の対象となる法第3条第6項の「賞与」に該当するか否かは、毎年7月1日現在における支給実態により定まる。設問の場合は、7月10日に給与規定が改定されたため、その年の7月1日現在においては、当該賞与は年間を通じ4回支給されるものと定められており、健康保険法第3条第5項の「報酬」に該当し、標準賞与額の算定の対象となる法第3条第6項の「賞与」には該当しない。この場合は、翌年の標準報酬月額額の定時決定（7月、8月又は9月の随時改定を含む。）による標準報酬月額が適用されるまでの間は、法第3条第5項の「報酬」として取り扱

われ、標準賞与額の算定の対象となる法3条第6項の「賞与」として取り扱われない。

- B × 法86条1項、平成26. 11. 21厚労告422号、平成26. 11. 25保医発1125第9号。設問の場合において、病院が同時に2以上の傷病について初診を行ったときの保険外併用療養費の選定療養に係る特別の料金の徴収は、それぞれの傷病について行うことはできず、1回しか徴収することができない。
- C × 法172条、則137条2項。納入の告知をした後、法第172条（繰上徴収）の規定により納期日前に保険料のすべてを徴収しようとする場合、当該納期日の変更については、健康保険組合は、納期日の変更を納付義務者に「書面」で告知しなければならない。口頭で告知することはできない。
- D × 法158条。設問の場合の保険料が免除される期間は、原則として、刑事施設に拘禁されるに至った月以後、拘禁されなくなった月の前月までの期間である。
- E × 法115条1項、令43条9項、昭和48. 10. 17保発95号・庁保発18号。同一の月に同一の保険医療機関等において内科及び歯科を通院で受診した場合は、別個の病院で受けた療養とみなされる。

〔問 4〕 正解 B（アとエ）

- ア × 法104条、法193条1項、昭和31. 12. 24保文発11283号。設問のように、法第104条の規定による資格喪失後の傷病手当金の継続給付を受ける権利の一部がすでに時効により消滅している事例については、同条の「継続して」に該当せず、時効未完成の期間についても、同条の資格喪失後の傷病手当金の継続給付を受けることはできないものと解される。

-参考-

(法第104条)

「・・・その資格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けている者は、被保険者として受けることができるはずであった期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。」

- イ ○ 法115条、令41条1項1号。設問の通り正しい。
- ウ ○ 法1条、平成23. 8. 9保発0809第3号。設問の通り正しい。設問にある

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

ような誓約書は、医療保険の保険給付を行うために必要な条件ではないことから、提出がなくとも医療保険の給付は行われる。

エ × 法88条3項。訪問看護療養費に係る指定訪問看護は、「主治の医師が指定した指定訪問看護事業者」ではなく、「自己の選定する指定訪問看護事業者」から受けるものとされている。

オ ○ 法108条1項、平成11.3.31保険発46号・庁保険発9号。設問の通り正しい。介護休業手当であっても、報酬と認められるものが支給される場合には、出産手当金との調整が行われる。

【問 5】 正解 D

A × 法32条。強制適用事業所が、法第3条第3項各号の強制適用事業所の要件に該当しなくなったときは、法第31条第1項の認可（任意適用事業所の認可）があったものとみなされるため、設問のような手続は必要とされない（任意適用の擬制）。

B × 法3条1項、昭和16.12.22社発1580号。在学中の職業実習が事実上の就職と解されれば、在学中であっても被保険者の資格を取得する。

C × 則50条1項。健康保険法施行規則においては、保険者は、「3年ごとに」ではなく、「毎年」一定の期日を定め、被扶養者に係る確認をすることができるとされている。

D ○ 法36条2号、昭和25.10.9保発68号。設問の通り正しい。設問のように、解雇の効力について係争中の場合は、当該解雇行為が労働法規又は労働協約に違反することが明らかな場合を除き、裁判において解雇無効が確定するまでの間は、一応資格喪失したものとして取り扱うものとされる。なお、裁判において解雇無効が確定し、その効力が発生したときは、さかのぼって、資格喪失の処理を取り消すものとされている。

E × 法38条3号。設問の場合は、「督促状に指定する期限の翌日」ではなく、「本来の納付期日（その月の10日）の翌日」に資格を喪失する。

〔問 6〕 正解 E

- A ○ 法101条、令36条、平成26. 11. 27保保発1127第1号。設問の通り正しい。
- B ○ 則54条。設問の通り正しい。
- C ○ 法85条8項、則62条。設問の通り正しい。
- D ○ 法87条1項、昭和13. 8. 20社庶1629号。設問の通り正しい。設問の場合は、「療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき」に該当し、療養費の支給対象となる。
- E × 法115条1項、昭和48. 11. 7保険発99号・庁保険発21号。治療用補装具に係る高額療養費は、その費用のみをもって支給対象となるか否かを判断するものであり、当該保険医療機関の通院に係る一部負担金と合算して算定するものではない。

〔問 7〕 正解 A（アとウ）

- ア × 法160条13項、法附則2条8項。一般保険料率と調整保険料率とを合算した率の変更が生じない一般保険料率の変更の決定については、厚生労働大臣の認可を受けることは要せず、変更後の一般保険料率を厚生労働大臣に届け出ることです。
- イ ○ 法180条4項1号、5項。設問の通り正しい。なお、全国健康保険協会についても同様である。
- ウ × 法205条、則159条1項。健康保険組合の設立の認可に係る厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長又は地方厚生支局長には委任されていない。
- エ ○ 法44条2項。設問の通り正しい。
- オ ○ 法29条2項。設問の通り正しい。厚生労働大臣は、①健康保険組合がその事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のための必要な措置を採るべき旨の命令に違反したとき、又は②法第28条第2項の健全化計画に従いその事業を行わなければならない旨の規定に違反した指定健康保険組合、同条第3項の厚生労働大臣による健全化計画変更の求めに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保

険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、当該健康保険組合の解散を命ずることができる。

〔問 8〕 正解 E

- A × 則1条、則2条1項、4項。2以上の事業所の保険者が、いずれも全国健康保険協会である場合であっても、日本年金機構の業務が2以上の年金事務所に分掌されている場合は、届出を提出しなければならない。
- B × 法3条7項1号、平成5.3.5保発15号・庁保発4号。設問の母は、当該被保険者の被扶養者になることはできない。収入がある者についての被扶養者の認定においては、その認定に係る者が被保険者と同一世帯に属している場合、原則として、年間収入が130万円未満（その認定に係る者が60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）であり、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であることを要するが、設問の場合の母の年間収入は、遺族厚生年金の年額も合わせて220万円となるため、被扶養者となることはできない。
- C × 法42条1項1号。設問の場合の標準報酬月額は、被保険者の資格を取得した日現在の報酬の額をその期間における「総日数」で除して得た額の30倍に相当する額を報酬月額として決定される。
- D × 則50条の2,3項。設問の場合、被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者が、当該証明書を事業主を経由して厚生労働大臣に返納しなければならない。
- E ○ 法44条、平成23.3.31保保発0331第6号・年管管発0331第14号。設問の通り正しい。当年の4月、5月及び6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額（報酬の支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月は除く。）から算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差を生じた場合であって、この差が業務の性質上例年発生すること

が見込まれる場合については、保険者算定の対象とされる。この場合の保険者算定を申し立てるに当たっては、事業主は、日本年金機構（事業所が健康保険組合の設立事業所である場合には当該健康保険組合）に対して、その被保険者が保険者算定の要件に該当すると考えられる理由を記載した申立書を提出することとされている。

〔問 9〕 正解 B

- A ○ 法36条、平成18.3.15庁保険発第0315002号。設問の通り正しい。設問は、いわゆる「本社管理」に関する問題である。社会保険の適用については、各事業所単位に適用することを原則とするが、同一の企業において本社、支店等の複数の適用事業所がある場合の社会保険の適用については、被保険者に対する人事管理等が本社で行われている場合には、その者が勤務する事業所に関わらず、本社における被保険者として取り扱うこととされている。この取り扱いを「本社管理」といい、本社から支社へ転勤した場合であっても、被保険者資格の得喪は生じないものである。
- B × 法45条。標準賞与額の上限は、年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）の累計額として540万円であるため、設問の場合には、その年の3月に受けた賞与に係る標準賞与額は、その年の4月以降に受けた賞与に係る標準賞与額とは年度が異なり、累計されない。また、標準賞与額の累計は、保険者単位で行われるので、設問のA社の賞与に係る標準賞与額と、B社の賞与に係る標準賞与額は、累計されず、12月の標準賞与額は「100万円」と決定される。
- C ○ 法104条、法附則3条5項。設問の通り正しい。
- D ○ 法193条1項、昭和30.9.7保険発199号の2。設問の通り正しい。
- E ○ 法99条2項、法135条3項。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 A（アとイ）

ア × 法159条の3。産前産後休業期間中の保険料は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間免除される。また、「産前産後休業」とは、出産の日（出産の日が[・]出産の予定日後であるときは[・]出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合においては、98日）から[・]出産の日後56日までの間において[・]労務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として[・]労務に服さない場合に限る。）とされている。設問の場合は、産前休業を開始した日が3月7日、産後休業が終了する日が8月10日となるため、事業主は、出産した年の3月から「7月」までの期間について、健康保険料の免除を申し出ることができる。

イ × 法102条。多胎妊娠の場合は、[・]出産の日（[・]出産の日が[・]出産の予定日後であるときは[・]出産の予定日）以前98日から、[・]出産の日後56日までの間において[・]労務に服さなかった期間、[・]出産手当金が支給される。したがって、設問の場合の出産手当金の支給期間は、[・]出産した年の「3月7日」から同年8月10日までである。

ウ ○ 法159条。設問の通り正しい。

エ ○ 法43条の2,1項。設問の通り正しい。育児休業等終了時改定は、随時改定と異なり、2等級以上の差が生じなくても行うことができる。

オ ○ 法43条の2,2項。設問の通り正しい。

厚生年金保険法

〔問 1〕 正解 D（ア、イ、エ、オの4つ）

- ア ○ 則29条1項。設問の通り正しい。
- イ ○ 則15条1項。設問の通り正しい。
- ウ × 則13条3項。初めて適用事業所となった船舶の船舶所有者は、当該事実があった日から「10日以内」に、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。
- エ ○ 則6条カッコ書、則6条の2。設問の通り正しい。
- オ ○ 則25条の2, 3項。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 B

- A × 法11条、則5条。任意単独被保険者が厚生労働大臣の認可を受けてその資格を喪失する場合、事業主の同意を得る必要はない。
- B ○ 法附則4条の5, 2項、則22条1項3号。設問の通り正しい。
- C × 法附則4条の3, 6項。設問の場合、適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者が資格を喪失するのは、「保険料の納期限の日」ではなく「保険料の納期限の属する月の前月の末日」である。
- D × 法12条4号。季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）は、当初から継続して「4か月」を超えて使用されるべき場合を除き、被保険者とならない。
- E × 法14条1号、5号。設問の被保険者は、死亡したときはその日の「翌日」に、70歳に達したときはその「日」に被保険者資格を喪失する。

〔問 3〕 正解 C（イとエ）

- ア × 法附則7条の4, 1項、法附則11条の5。特別支給の老齢厚生年金の受給権者が雇用保険の求職の申込みをしたときは、当該求職の申込みがあった

月の「翌月」から、当該老齢厚生年金の支給を停止する。

- イ ○ 法附則7条の4, 3項、法附則11条の5。設問の通り正しい。
- ウ × 法附則7条の4、法附則11条の5。設問の場合、障害基礎年金及び障害厚生年金のいずれについても支給停止の対象とはされない。障害基礎年金及び障害厚生年金と雇用保険の基本手当との間で、調整は行われない。
- エ ○ 法附則11条の6, 6項、8項。設問の通り正しい。
- オ × 法附則7条の4、法附則11条の5、法附則11条の6。60歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が雇用保険の高年齢求職者給付金を受給しても、設問のような老齢厚生年金の支給停止は行われない。

〔問 4〕 正解 A

- A ○ 法48条1項カッコ書、法52条の2, 2項、国年法34条4項。設問の通り正しい。
- B × 法52条7項、法附則16条の3, 2項。受給権を取得した当時から引き続き障害等級1級又は2級に該当したことがない3級の障害厚生年金の受給権者は、老齢基礎年金を繰上げ受給した場合には、65歳に達するまでの間に障害の程度が増進しても、厚生労働大臣に対して額の改定を請求することはできない。
- C × 法48条。受給権を取得した当時から引き続き障害等級1級又は2級に該当したことがない3級の障害厚生年金の受給権者については、設問の併合認定は行われない。
- D × 法52条2項、3項。設問の障害厚生年金の受給権者は、その後、障害の程度が増進した場合には、厚生労働大臣による診査を受けた日から起算して1年を経過した日後であれば、再度、額の改定請求を行うことができる。また、障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働大臣による診査を受けた日から起算して1年を経過した日前であっても、再度、額の改定請求を行うことができる。

- E × 法53条2号。設問の場合、65歳に達した日において、障害等級（1～3級）に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して3年を経過していないので、65歳に達した日に障害厚生年金の受給権は消滅しない。

【問 5】 正解 C

- A ○ 法60条1項1号、(60)法附則59条1項、同法附則別表第7。設問の通り正しい。長期要件に該当することにより支給される遺族厚生年金の額を計算する際には、死亡した者が昭和21年4月1日以前に生まれた者であるときは、生年月日に応じた給付乗率の読替えを行う。
- B ○ 法63条1項4号、昭和32.2.9保文発9485号。設問の通り正しい。
- C × 法73条の2、昭和35.10.6保険発123号。自殺は故意の犯罪行為に該当しないため、設問の給付制限の対象とはならない。なお、自殺により保険事故を生じた場合の遺族厚生年金の給付制限については、自殺行為は何らかの精神異常に起因して行われる場合が多く、たとえ当該行為者が外見上通常人と全く同様の状態にあったとしても、これをもって直ちに故意に保険事故を発生せしめたものとして給付制限を行うことは適當ではないと考えられている。
- D ○ 法58条1項4号、法62条1項カッコ書、法65条、(60)法附則73条1項、2項。設問の通り正しい。
- E ○ 法65条の2。設問の通り正しい。

【問 6】 正解 A

- A × 令4条4項。設問の場合、甲が支払った賞与額（標準賞与額）に基づき当該被保険者に係る保険料を算定し、甲のみが保険料の半額負担及び納付の義務を負う。
- B ○ 法85条4号。設問の通り正しい。
- C ○ 法87条1項1号。設問の通り正しい。

- D ○ 令3条の2。設問の通り正しい。
E ○ 法77条2号。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 C

- A ○ 法59条3項。設問の通り正しい。
B ○ 法50条1項、法57条、(60)法附則59条1項。設問の通り正しい。
C × 平成26.3.31年発0331第7号。定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められる場合には、生計維持関係があるものと認定され得る。
D ○ 法63条2項1号。設問の通り正しい。
E ○ 法78条。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 E

- A ○ 法附則7条の3,2項他。設問の通り正しい。
B ○ 法75条。設問の通り正しい。
C ○ 法41条。設問の通り正しい。
D ○ 法100条の11,1項、3項。設問の通り正しい。
E × 法46条5項他。総報酬月額相当額が改定された場合は、改定が行われた「月」から、新たな総報酬月額相当額に基づいて支給停止額が再計算され、年金額が改定される。

〔問 9〕 正解 D

- A × 法附則11条1項1号、(6)法附則21条1項1号他。設問の支給停止後の年金月額は、「95,000円」となる。
・総報酬月額相当額→240,000円+600,000円÷12=290,000円
・支給停止月額→(290,000円+200,000円-280,000円)×1/2=105,000円
・支給停止後の年金月額→200,000円-105,000円=95,000円

- B × 法46条1項、(16)法附則43条1項、改定率改定令5条1項。設問の支給停止される月額は、「20,000円」となる。
- ・総報酬月額相当額→360,000円
 - ・支給停止月額→ $(360,000円 + 150,000円 - 470,000円) \times 1/2 = 20,000円$
- C × 法44条4項5号。加給年金額の対象者である子が養子縁組によって当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者以外の者の養子となったときは、その翌月から当該子に係る加給年金額は加算されないこととなる。
- D ○ 法55条。設問の通り正しい。
- E × 法附則29条4項。設問の支給率は、原則として、最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月の属する年の前年「10月」の保険料率に2分の1を乗じて得た率に、被保険者であった期間に応じた数を乗じて得た率とされている。

〔問 10〕 正解 E

- A ○ 法29条1項、法78条の16。設問の通り正しい。
- B ○ 法附則17条の10。設問の通り正しい。
- C ○ 法78条の2,2項。設問の通り正しい。
- D ○ 法62条1項。設問の通り正しい。
- E × 法26条1項。設問の場合における従前標準報酬月額は、当該子を養育することとなった日（9月3日）の属する月の前月（8月）の標準報酬月額である「280,000円」である。

国 民 年 金 法

〔問 1〕 正解 E

- A × (6)法附則11条1項1号、(16)法附則23条1項1号。設問の場合、昭和30年4月1日以前生まれ以外の場合であっても、昭和40年4月1日以前生まれの者である限りは、特例による任意加入被保険者となることができる。
- B × (6)法附則11条7項3号、(16)法附則23条7項3号。特例による任意加入被保険者が老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を取得したときは、その翌日に被保険者の資格を喪失する。
- C × (6)法附則11条9項3号、(16)法附則23条9項3号。設問の場合、保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく2年間が経過したときに被保険者の資格を喪失する。
- D × 法7条1項3号。第3号被保険者については国籍要件及び国内居住要件は問われないため、設問の場合、第3号被保険者となる。
- E ○ 法7条1項2号、3号、法附則3条。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 D (イとオ)

- ア ○ 法52条の3,1項ただし書。設問の通り正しい。
- イ × 法36条の3,1項。設問の所得による支給制限について、20歳前傷病による障害基礎年金の受給権者の扶養親族の所得は算定の基礎とされない。
- ウ ○ 法44条。設問の通り正しい。
- エ ○ 法52条の2,1項、(6)法附則11条10項、(16)法附則23条10項。設問の通り正しい。
- オ × 法49条3項、法51条。寡婦年金の受給権を有する者が障害基礎年金の受給権を有していても、寡婦年金の受給権は消滅しない。

〔問 3〕 正解 B

- A × 法40条3項3号。設問の場合、20歳に達するまでの間に障害状態に該当しなくなったときは、遺族基礎年金の受給権は消滅する。
- B ○ 法109条の2, 2項。設問の通り正しい。
- C × 法28条2項2号、令4条の5, 1項、(24)法附則6条。設問の場合は、平成26年4月1日に繰下げの申出があったものとみなされるため、結果、71歳に達した日の属する月の翌月から老齢基礎年金の支給が開始される。
- D × 法96条2項、3項。「5日以上」ではなく「10日以上」である。
- E × 法101条1項、社審法32条1項、3項。「30日以内」ではなく「60日以内」である。

〔問 4〕 正解 E

- A ○ 法127条3項3号。設問の通り正しい。
- B ○ 法87条の2, 4項。設問の通り正しい。
- C ○ 法129条3項。設問の通り正しい。
- D ○ 法135条1項2号、2項。設問の通り正しい。
- E × 法24条、法133条。国民年金基金が支給する一時金については、租税その他の公課を課することができない。

〔問 5〕 正解 B

- A × 最三小平成7. 11. 7老齢年金支給請求、同参加申立て事件。設問の遺族は、未支給年金に係る請求権を確定的に有してはならず、厚生労働大臣に対する支給請求とこれに対する処分を経ないで訴訟上、未支給年金を請求することはできない。
- B ○ 法30条1項カッコ書。設問の通り正しい。
- C × 法22条2項。設問の場合、障害基礎年金との調整は行われる。
- D × 法18条1項、法40条1項2号。設問の場合、「婚姻した日の属する月」分までの遺族基礎年金が支給される。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- E × 法102条1項、4項。死亡一時金を受ける権利については、「5年」ではなく、「2年」を経過したときは、時効によって消滅する。

【問 6】 正解 C (イとウ)

- ア × 法附則5条11項。任意加入被保険者については、保険料は免除されない。
- イ ○ 法附則5条6項4号、(60)法附則8条2項1号。設問の通り正しい。
- ウ ○ 平成27.2.23厚労告31号。設問の通り正しい。
- エ × 法89条1項2号、則74条1号。第1号被保険者が保険料の法定免除の対象とされるのは、生活保護法の保護のうち「生活扶助」を受けた場合である。
- オ × 法33条の2,1項。20歳前傷病による障害基礎年金についても、受給権者に一定の要件に該当する子がいる場合には、子の加算額が加算される。

【問 7】 正解 C

- A ○ 令4条。設問の通り正しい。
- B ○ 法7条1項3号、法8条1号。設問の通り正しい。
- C × 設問のような規定はない。設問の繰上げ支給の老齢基礎年金を受けている者が厚生年金保険の被保険者となったときであっても、老齢基礎年金は支給停止されない。
- D ○ 令8条の2。設問の通り正しい。
- E ○ 法94条の2,3項。設問の通り正しい。

【問 8】 正解 A

- A ○ 法12条1項、法12条の2,1項、則6条の2,1項、則6条の2の2、平成26.11.1年管管発1101第1号他。設問の通り正しい。
- B × 法12条1項、3項、平成23.6.17年管管発0617第2号。設問の「年金受給権者住所変更届」の提出は必要である。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C × 則6条の2, 1項。設問の場合、種別変更の届出は不要である。
- D × 則24条5項、則25条1項。設問の場合、「未支給年金請求書」の提出は必要とされている。
- E × 則36条の3, 1項。設問の「生計維持確認届」の提出は必要とされている。

【問 9】 正解 D

- A ○ (60)法附則14条1項、則17条の3, 1項。設問の通り正しい。
- B ○ (60)法附則14条1項、(16)法附則48条。設問の通り正しい。
- C ○ (60)法附則14条2項。設問の通り正しい。
- D × (60)法附則14条1項。設問の妻については、老齢基礎年金の受給権を取得した場合、振替加算は加算される。
- E ○ (60)法附則15条1項。設問の通り正しい。

【問 10】 正解 E

A～E 法27条、(16)法附則10条1号、14号、15号。

設問の保険料全額免除期間のうち、平成12年4月から平成21年3月までの108月については3分の1を乗じ、平成21年4月から平成22年3月までの12月については、2分の1を乗じて得た月数で計算される。